

## 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
1	対象者	当事業でいう「小規模事業者」の定義はどのようなものですか。	小規模事業者は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者をいいます。おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいいます。
2	対象者	「1年以上事業を営んでいること」には、個人事業主がいわゆる“法人成り”する場合、通算年数が1年以上であれば対象となりますか。	同一事業であれば、通算年数で判断します。例えば、個人事業主6か月、法人6か月以上、通算1年以上であれば対象とします。
3	対象者	親から事業承継して1年未満ですが、対象者となりますか。	親から事業承継し同一事業を営んでいる場合、通算1年以上であれば対象とします。
追記1	対象者	農家は対象者となりますか。	<p>当事業でいう「中小企業者」「小規模事業者」の定義は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者は中小企業基本法第2条第1項に規定する者をいいます。</li> <li>・小規模事業者は同法第2条第5項に規定する者をいいます。</li> </ul> <p>農家は中小企業基本法の中小企業者の範囲内であることから、対象となります。ただし、農業法人に関しては、会社法の会社又は有限会社に限りません。</p> <p>なお、当事業では、①事業継続のための設備導入、販路開拓、海外需要の取込、デジタル化対応設備導入を補助対象事業としていること、②阿賀野市商工会の経営指導員の指導を受けていることを求めていますので、いわゆる1次産業に該当する取組は対象外としています。</p>

# 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

## よくあるご質問

No	分野	質問	回答
追記2-1	対象者	対象者の要件として、「阿賀野市商工会の経営指導員の指導を受けていること」としてあります。商工会ではなく、他の支援機関では要件を満たさないのででしょうか。	当補助事業については、阿賀野市商工会の経営指導員以外の指導を対象外としております。今回の補助事業においては、中小企業庁「小規模事業者持続化補助金」の仕組みを参考とし、事業を迅速に立ち上げ、円滑に遂行するために、かつ、事業効果を高めるために、商工会の伴走支援の仕組みを要件としております。 ご理解願います。 なお、商工会の会員、非会員は補助対象者の要件ではありませんので、申請に向けて、商工会にお気軽にご相談してください。
4	補助対象経費	中古品は対象となりますか。	対象とします。ただし、中古品にあつては、新品の同等品と比較して安価であることが容易に判断できるものに限りします。
5	補助対象経費	補助対象経費は税抜きでしょうか。	税抜きです。補助金交付申請額の計算例は次のとおりです。 購入予定金額 880,000円（税込み） 補助対象経費 800,000円（税抜き） 補助金交付申請額 400,000円 ※1/2補助の場合 補助金交付申請額は440,000円ではありません。
6	補助対象経費	既存機械の更新は対象になりますか。	単なる取替え更新（同規模・同効用）は対象としません。例えば、500ℓの既存冷蔵庫が老朽化し、同規模の冷蔵庫を導入する場合は対象としませんが、600ℓのように規模が異なるものや省エネ機能が備わっている場合などは対象とします。
7	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ①広報費	パンフレット、ポスター、チラシ及びホームページ等の作成並びに広報媒体等を活用するために支払われる経費を対象とします。
8	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ②展示会等出店費	展示会、審査会、催事等の出展料及びそれに係る運搬費を対象とします。ただし、運搬費の内、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等自らが運搬する経費は除きます。

## 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
9	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ③開発費	新商品開発のために必要となる原材料、設計、デザイン、製造、改良及び加工のために支払われる経費を対象とします。ただし、既存商品に係る経費と明確に区分できるものとします。
10	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ④報償費	コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼を対象とします。
11	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑤車両購入費	補助事業遂行のために必要な車両を購入する費用であって、単なる取替え更新によるものを除きます。中古品にあつては、新品の同等品と比較して安価であることが容易に判断できるものに限りします。
12	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑥委託費	上述に該当しない経費であつて、第三者に業務を委託する市場調査、申請代行等に要する経費を対象とします。
13	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑦外注費	上述に該当しない経費であつて、第三者に業務を請け負わせる内外装の改修等の経費を対象とします。
14	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑧その他の経費	上述に掲げる経費以外の経費で市長が認める経費を対象とします。
追記2-2	補助対象経費	⑧その他の経費としてどのような経費が対象となりますか。	<p style="color: red;">問い合わせがあつたもので、対象とするものは次のとおりです。</p> <p style="color: red;">○ソフトウェア ※販路開拓など補助対象事業に合致する取組に必要なものに限りします。</p> <p style="color: red;">○キャッシュレス対応レジやセルフレジ以外のレジ ※レジ：レジスターのこと ※現在保有しているレジにはないような新たな機能を有するレジなど、単なる取替え更新でないことが必要です。</p> <p style="color: red;">○データバックアップに必要なクラウドサービス利用料 ※補助対象期間中の支払いのみ対象となります。</p>

## 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
15	補助対象経費	対象とならない経費はどのようなものがありますか。①	上述の経費の一部に交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等の公的な資金の用途として社会通念上不適切な経費を含む場合は、その相当額を対象外とし、不可分なものについては、その経費の全部を対象外とします。 また、筆記用具、プリンタ用インク、用紙、電池等消耗品、通信費も対象外とします。
16	補助対象経費	対象とならない経費はどのようなものがありますか。②	・振込手数料は対象外とします。ただし、発注先が負担する場合で振込手数料を含んだ額が発注金額となる場合は、この発注金額を補助対象経費とします。 ・各種保証及び保険料は対象外とします。ただし、展示会等の出展で出展料に含まれる保険料は対象とします。
17	補助対象経費	支払が割賦の場合はどこまでが補助対象経費となりますか。	支払が割賦によるものは、当該補助期間中の支払額のみを対象とします。なお、割賦手数料は対象外とします。
18	補助対象経費	展示会等出展日に係る出展申込みが補助金の交付決定日前であっても展示会等の開催日及び出展料等の支払が交付決定日以降であれば対象となりますか。	展示会等出展日に係る出展申込みが補助金の交付決定日前であっても展示会等の開催日及び出展料等の支払が交付決定日以降であれば対象とします。
19	補助対象経費	店舗の借上料は対象となりますか。また、敷金や礼金は対象となりますか。	店舗の借上料は、当該補助期間中の支払額のみを対象とします。なお、敷金や礼金は対象外とします。
20	補助対象経費	⑦外注費には、外構工事も含まれますか。	補助対象事業（補助事業の効果）につながるものであれば対象とします。例えば、「販路開拓」（売上高の増加など）に必要な駐車場の舗装は対象とします。

## 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
追記 2-3	補助対象経費	<p>来店客の増加などを目的に、駐車場の舗装を考えています。3台分の舗装のうち、店舗用として2台分、自宅用として1台分を考えています。次の場合はどちらが対象となりますか。</p> <p>1) 店舗用2台分のみ舗装する 2) 3台分舗装し、2台分の経費のみ補助対象とする</p>	<p>1)、2)ともに補助対象とします。</p> <p>ただし、店舗用2台分については、「店舗用」「(店名)」を駐車場に示すなど、事業用と私用とを明確に区別する必要があります。</p>
21	申請書	<p>事業計画書はどのように記載すればよいでしょうか。</p>	<p>記載例を参考に記載してください。なお、「5 補助事業の内容」(2)補助事業の効果の欄については、具体的な数値を記載してください。</p>
22	申請書	<p>「事業継続のための設備導入」と「デジタル化対応設備」など、複数の取組を行う場合、申請書及び事業計画書はどのように記載すればよいでしょうか。</p>	<p>申請書「1 申請区分」にはいずれか1つ選択してください。事業計画書「(3)経費明細表」には、記載例のとおり記載してください。</p>
23	実績報告	<p>実績報告はいつまでにする必要がありますか。</p>	<p>補助対象経費の精算が終了し、補助対象事業(販路開拓など)が完了した日から起算して30日を経過した日、または、令和9年1月末日までに報告する必要があります。</p>
24	実績報告	<p>実績報告書の添付書類のうち、「写真による報告が適さない経費については、遂行を確認することができる書類」とは具体的にはどのようなものでしょうか。</p>	<p>申請時に『事業計画書』5補助事業の内容(2)補助事業の効果の欄に記載した具体的な内容・数値に対する実績がわかる書類を添付してください。</p> <p>具体的には、売上台帳、取引先リスト、給与台帳など</p>

## 阿賀野市地域ビジネス継続サポート補助金

### よくあるご質問

No	分野	質問	回答
追記2-4	実績報告	事業計画書「補助事業の効果」欄に記載した数値（例：売上高が前年対比1か月あたり10万円増加）を達成できなかった場合、補助金の返還を求められますか。	事業計画書のとおり取り組んだが、数値目標を達成できない場合も想定されます。数値目標を達成できなかったという事実だけで、補助金の返還を求めることは考えておりません。なお、後述のとおり、補助対象事業の成果等に関する調査を行う場合があります。
25	実績報告後	実績報告後、市から報告等求められることはありますか。	補助金の交付年度（令和8年度）から5年間、補助対象事業の成果等に関する調査を行う場合があります。その際にご協力願います。
26	その他	補助対象経費を区別すれば、「阿賀野市新規創業サポート補助金」と両方活用することはできますか。	同一年度の活用はできません。なお、令和7年度に「新規創業サポート補助金」を活用し、開業後1年以上事業を営んでいる場合、令和8年度に「阿賀野市地域ビジネス継続サポート事業」を活用することは可能です。